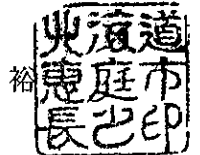


恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第11号

恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例

恵庭市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略）  （保険料率） 第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)</u> における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u> 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万3,000円</u> (2) <u>令第39条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>3万1,600円</u> (3) <u>令第39条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>3</u>	第1条（略）  （保険料率） 第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)</u> における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u> 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>2万1,300円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>2万8,800円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>3</u>

現行	改正案
<p>万 4,500 円</p> <p>(4) <u>令第 39 条第 1 項第 4 号</u>に掲げる者 4 万 8,900 円</p> <p>(5) <u>令第 39 条第 1 項第 5 号</u>に掲げる者 5 万 7,600 円</p> <p>(6) <u>令第 39 条第 1 項第 6 号</u>に掲げる者 7 万 2,000 円</p> <p>(7) <u>令第 39 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる者 7 万 4,800 円</p> <p>(8) <u>令第 39 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる者 8 万 6,400 円</p> <p>(9) <u>令第 39 条第 1 項第 9 号</u>に掲げる者 10 万 800 円</p> <p>(10) <u>令第 39 条第 1 項第 10 号</u>に掲げる者 10 万 6,500 円</p>	<p>万 1,900 円</p> <p>(4) <u>令第 38 条第 1 項第 4 号</u>に掲げる者 4 万 8,900 円</p> <p>(5) <u>令第 38 条第 1 項第 5 号</u>に掲げる者 5 万 7,600 円</p> <p>(6) <u>令第 38 条第 1 項第 6 号</u>に掲げる者 7 万 2,000 円</p> <p>(7) <u>令第 38 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる者 7 万 4,800 円</p> <p>(8) <u>令第 38 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる者 8 万 6,400 円</p> <p>(9) <u>令第 38 条第 1 項第 9 号</u>に掲げる者 10 万 800 円</p> <p>(10) <u>令第 38 条第 1 項第 10 号</u>に掲げる者 10 万 6,500 円</p> <p>(11) <u>令第 38 条第 1 項第 11 号</u>に掲げる者 12 万 900 円</p> <p>(12) <u>令第 38 条第 1 項第 12 号</u>に掲げる者 13 万 2,400 円</p> <p>(13) <u>令第 38 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる者 13 万 8,200 円</p>
<p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者につい ての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度か ら令和 5 年度</u>までの各年度における保険料 率は、同号の規定にかかわらず、1 万 1,500 円とする。</p>	<p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者につい ての保険料の減額賦課に係る<u>令和 6 年度か ら令和 8 年度</u>までの各年度における保険料 率は、同号の規定にかかわらず、1 万 1,500 円とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年 度における保険料率について準用する。この 場合において、前項中「1 万 1,500 円」とあ るのは、「1 万 7,200 円」と読み替えるものと する。</p>	<p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年 度における保険料率について準用する。この 場合において、前項中「1 万 1,500 円」とあ るのは、「1 万 7,200 円」と読み替えるものと する。</p>
<p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年 度における保険料率について準用する。この 場合において、第 2 項中「1 万 1,500 円」と</p>	<p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年 度における保険料率について準用する。この 場合において、第 2 項中「1 万 1,500 円」と</p>



現行	改正案
<p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第6号イの額</u> 120万円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第7号イの額</u> 200万円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第8号イの額</u> 300万円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第9号イの額</u> 400万円</p>	<p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>令第38条第1項第6号イの額</u> 120万円</p> <p>(2) <u>令第38条第1項第7号イの額</u> 200万円</p> <p>(3) <u>令第38条第1項第8号イの額</u> 300万円</p> <p>(4) <u>令第38条第1項第9号イの額</u> 400万円</p> <p>(5) <u>令第38条第1項第10号イの額</u> 520万円</p> <p>(6) <u>令第38条第1項第11号イの額</u> 620万円</p> <p>(7) <u>令第38条第1項第12号イの額</u> 720万円</p>
<p>(<u>令第39条第1項の市町村が定める割合</u>)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額の算定に係る令第39条第1項の市町村が定める割合</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号の割合</u> <u>10分の4</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号の割合</u> <u>10分の5.5</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号の割合</u> <u>10分の6</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号の割合</u> 10分の8.5</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号の割合</u> 10分の10</p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号の割合</u> 10分の12.5</p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号の割合</u> 10分の13</p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号の割合</u> 10分の15</p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号の割合</u> 10分</p>	<p>(<u>令第38条第1項の市町村が設定する割合</u>)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額の算定に係る令第38条第1項の市町村が設定する割合</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号の割合</u> <u>10分の3.7</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号の割合</u> <u>10分の5</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号の割合</u> <u>10分の5.55</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号の割合</u> 10分の8.5</p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号の割合</u> 10分の10</p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号の割合</u> 10分の12.5</p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号の割合</u> 10分の13</p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号の割合</u> 10分の15</p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号の割合</u> 10分</p>

現行	改正案
<p>の 17.5</p> <p>(10) <u>令第 39 条第 1 項第 10 号の割合</u> 10 分の 18.5</p>	<p>の 17.5</p> <p>(10) <u>令第 38 条第 1 項第 10 号の割合</u> 10 分の 18.5</p> <p>(11) <u>令第 38 条第 1 項第 11 号の割合</u> <u>10</u> 分の <u>21</u></p> <p>(12) <u>令第 38 条第 1 項第 12 号の割合</u> <u>10</u> 分の <u>23</u></p> <p>(13) <u>令第 38 条第 1 項第 13 号の割合</u> <u>10</u> 分の <u>24</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市介護保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。